



7 郡環第 970 号

令和 7 年 7 月 30 日

郡山市環境審議会

会長 難波 謙二 様

郡山市長 椎根 健雄



郡山市第五次環境基本計画の策定について（諮問）

このことについて、郡山市環境基本条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

本市では、郡山市まちづくり基本指針における将来都市像の実現を環境面から目指す「郡山市第四次環境基本計画」を令和 4 年 3 月に策定し、「環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち」を環境都市像として定め、各種環境施策に取り組んできました。

現計画は、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間を計画期間としており、その間、脱炭素社会の構築、自然と共生する社会の形成、資源の循環利用に向けた国際的潮流の加速に加え、コロナ禍を経た社会経済システムの変容、さらには気候変動による災害リスクの増大など、国内外の社会・環境情勢は著しく変化しています。

こうした変化を的確に捉え、地球規模から地域の暮らしに至るまで、環境課題の解決に資する施策のさらなる深化と関係機関との連携を図りつつ、次代を担う世代へ健全で恵み豊かな環境を継承する持続可能な社会の実現が求められています。

あわせて、本市が掲げる 3 つの基本方針「選ばれるまち」、「暮らしの充実・笑顔になれるまち」、「経済の活性化」を踏まえ、環境の視点からも市民一人ひとりの生活の質やウェルビーイング、地域の経済厚生の向上に貢献する政策展開が求められています。

加えて、猪苗代湖のラムサール条約湿地登録を契機とした自治体連携や水環境保全の取り組みについても、今後の重点施策として総合的かつ計画的に展開する必要があります。

つきましては、令和 8 年度以降の本市の環境づくりの基本となる新たな「環境基本計画」の策定にあたり、その基本的方向性や重点的に取り組むべき事項等について、貴審議会においてご審議を仰ぎたく、ここに諮問するものであります。